

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をお知らせいたします。

アビリティーセンター株式会社

1. 派遣料金等について

(対象期間：2018年7月1日～2019年6月30日)

	新居浜オフィス	松山オフィス	高松オフィス	高知オフィス	徳島オフィス
①派遣労働者の数 (2020年6月末時点)	451人	340人	205人	133人	116人
②派遣先実数(事業所単位)	120件	112件	107件	76件	43件
③派遣料金(1日8時間/円)	13,019円	14,378円	12,804円	12,416円	12,897円
④派遣賃金(1日8時間/円)	8,244円	8,900円	7,991円	7,629円	8,221円
⑤マージン率 (③-④)/③	36.6%	38.0%	37.5%	38.6%	36.2%

※マージンとは、派遣料金額から派遣社員の方にお支払いする給与を差し引いた差額を指します。また、マージン率は、派遣料金額に占めるマージンの割合を指します。

■マージン率に含まれる派遣事業運営の必要経費について

事業運営において、派遣社員の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものが含まれています。

- ・派遣社員の社会保険料：保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担します。
- ・派遣社員の有給休暇費用：派遣社員が有給休暇を取得した際の賃金は、派遣会社が負担します。
- ・会社運営費：派遣社員の募集に必要な募集広告費、社員人件費、通信費、事業運営に必要なシステム維持費、教育費、オフィス賃料等を指します。教育費は、派遣就業前のコミュニケーショントレーニング、個人情報保護研修、パソコン研修などのスキルアップ研修、面接トレーニング、ならびに教育訓練に関する企画運営費、その他を指します。

2. 教育訓練に関する事項

eラーニングを中心に、教育訓練を実施しています。

キャリアアップ講座一覧については、以下 URL より弊社ホームページをご確認ください。

<https://www.abi.co.jp/abisapo/#career>

種別	教育訓練内容	対象者	方法	賃金	労働者負担
入職時研修	派遣制度の概要、事業運営に関する事項、個人情報	登録者	Off-JT	なし	なし
	派遣前研修	新規派遣労働者	Off-JT	有給	なし
	個人情報保護・安全衛生研修	新規派遣労働者、派遣労働者	Off-JT	なし	なし
職能別・その他研修	①e-learning 研修 ②パソコン研修	派遣労働者	Off-JT	①②有給	なし
	③キャリア支援研修			③なし	

3. 福利厚生に関する事項

- ・年次有給休暇制度、産前産後休業、育児休業制度、定期健康診断、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険
- ・定期健康診断・ストレスチェック受診(一定の基準を満たした方が対象)
 - ・提携スポーツクラブを法人価格で利用できます

4. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2021年3月31日